

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合監査委員条例

平成27年2月20日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、法令に定めがあるもののほか、監査委員の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定数)

第2条 監査委員の定数は2名とする。

(監査等の通知)

第3条 監査又は検査を行うときは、監査委員は期日を指定し、あらかじめ、監査又は検査の対象となる機関に通知する。ただし、緊急に必要があると認められるときは、この限りでない。

(監査の公表)

第4条 監査委員が行う公表は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公告式条例(平成26年条例第1号)の例による。ただし、特に必要があるときは、監査委員が協議して定める公表の方法によることができる。

(監査委員に関するその他の事項)

第5条 この条例に定めるもののほか、監査委員に関して必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。